

静岡県消防救急広域化推進計画

令和 7 年 4 月 1 日
静 岡 県

目次

I	消防の広域化の推進に関する基本的な事項	
1	静岡県消防救急広域化推進計画の目的	1
2	消防の広域化の目的等	1
3	消防の広域化の基本的な考え方	3
4	本県のこれまでの取組と推進計画の改正	4
II	消防の現況及び将来の見通し	
1	消防の現況	1
2	消防の将来の見通し	6
III	広域化対象市町の組合せ	
1	国基本指針における広域化対象となる市町の組合せの考え方	1
2	県推進計画における広域化対象となる市町の組合せ	1
IV	消防の広域化を推進するために必要な措置	
1	広域化を推進するための県の体制整備等	1
2	広域化を推進する期間	1
V	広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本事項	
1	広域化後の消防の体制整備	1
2	構成市町村等間の関係	1
3	広域化後の消防の体制整備のために考えられる方策	2
VI	市町の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項	
1	消防団との連携の確保	1
2	市町の防災・国民保護担当部局との連携の確保	2
VII	消防の連携・協力に関する事項	
1	消防の連携・協力の基本的な考え方	1
2	静岡県における消防の連携・協力	4

I 消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1 静岡県消防救急広域化推進計画の目的

静岡県消防救急広域化推進計画（以下、「県推進計画」という。）は、平成18年7月2日消防告示第33号「市町村の消防の広域化に関する基本指針（以下、「国基本指針」という。）」に基づき、静岡県が県内の消防の自主的な広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的として定めるものです。

2 消防の広域化の目的等

(1) 目的及び効果

災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等、消防はそれを取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があります。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があります。

これを克服するためには、消防の広域化により、消防の体制を整備・確立し、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効とされています。

具体的には、広域化によって、消防力の強化による住民サービスの向上、消防に関する行財政運営の効率化及び基盤の強化といった次のような効果が期待されています。

- ① 災害発生時における初動体制の強化
- ② 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ④ 救急業務や予防業務の高度化及び専門化
- ⑤ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- ⑥ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

また、本県が実施したアンケートにおいても、現場への到着時間の短縮や、人員の効率的な運用による現場活動の充実強化など、上述と同様の効果が報告されています。

(2) 消防の広域化の必要性

消防の広域化は、従来から以下の背景により必要とされてきました。

- ① 人口減少社会
 - ・生産年齢人口の減少を通じた財政面での制約や人材確保
 - ・消防本部とともに地域の消防を担う消防団員の担い手不足
 - ・低密度化の進展による即応体制の確保
- ② 高齢化社会
 - ・自力避難困難者の増加による予防業務の重要性の高まり
 - ・救急需要の拡大
- ③ 消防力の乖離
 - ・消防職員の配置状況、消防水利施設や消防自動車などの整備状況の小規模消防本部と大規模な消防本部間における乖離

くわえて、近年は以下のような新しい課題も生じており、消防力の維持・拡充に当たって最も有効な消防の広域化がこれまで以上に必要となっています。

- ① 今後発生が見込まれる大規模地震や激甚化・頻発化する自然災害
 - ・初動体制の確保、応援部隊との効果的な連携体制の構築には、一定数の職員の確保が必要
- ② 新型コロナウイルス感染症を始めとする新たな感染症
 - ・消防職員の負担軽減や自らの消防体制での業務運用のためには、人員配置等を柔軟に行うことができる消防職員数の確保が必要
- ③ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の進展
 - ・消防本部の体制強化による専門人材の確保、育成が必要

3 消防の広域化の基本的な考え方

(1) 消防組織法

消防組織法では、消防の広域化に関し、次の事項について定めています。

- ① 市町村の消防の広域化の理念及び定義
- ② 消防庁長官による基本指針の策定
- ③ 都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の関与等
- ④ 広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成
- ⑤ 国の援助及び地方債の特別の配慮

消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を目的とするものであり、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことはあってはなりません。

また、同法によると、消防の広域化とは、二以上の市町が消防事務を共同して処理すること又は他の市町に消防事務を委託することと定義されています。したがって、広域化の対象は常備消防のみであり非常備消防である消防団は対象となっていません。

くわえて、一部事務組合等の共同処理又は事務委託の方式など広域化の方法について、それぞれの利点及び問題点を十分に比較考量の上、その地域に最も適した方式を選択することが必要です。

(2) 国基本指針

令和6年3月に改正告示された国基本指針では、市町村の消防の広域化に関し、次の事項を定めています。

- ① 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- ② 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間
- ③ 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準
- ④ 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- ⑤ 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

消防の広域化は、不断に取り組んでいかなければならない課題ですが、相当の時間を要するものと考えられる一方で、大規模災害等の発生の懸念も高まっていることから、一定の期限を区切って広域化に取り組むべきであるとされています。そのため、国基本指針では、令和11年4月1日を期限として広域化に取り組むことが必要であるとしています。

4 本県のこれまでの取組と県推進計画の改正

本県においては、県推進計画を初めて作成した平成20年3月の27消防本部から消防の広域化に取り組み、平成28年4月には現在の16消防本部体制となりました。

しかし、県内には管轄人口10万人未満の小規模消防本部が令和6年4月1日時点で5消防本部あり、県推進計画策定時に掲げた「小規模消防本部の解消」は未達成の状況です。

令和6年4月1日をもって国基本指針が改正され、引き続き広域化を推進していくことが決定されたことに伴い、県推進計画を改正し、今後も関係機関の理解を得ながら、広域化の推進に取り組んでいきます。

Ⅱ 消防の現況及び将来の見通し

1 消防の現況

(1) 県内消防本部の現況

令和6年4月現在、16の消防本部で県内35の市町を管轄しており、9消防本部が単独、6消防本部が一部事務組合、1消防本部が事務委託で消防事務を実施しています。

<県内消防本部一覧>

(単位：人、km²)

消防本部名	設置方法	市町名	管内人口	管内面積	消防職員数
下田消防本部	一部事務組合	下田市、河津町 南伊豆町、松崎町 西伊豆町	※48,058	506	121
駿東伊豆消防本部	一部事務組合	沼津市、伊東市 伊豆市、伊豆の国市 東伊豆町、函南町、清水町	409,863	921	630
富士山南東消防本部	一部事務組合	三島市、裾野市 長泉町	202,030	227	262
熱海市消防本部	単独	熱海市	※34,208	62	89
富士市消防本部	単独	富士市	245,392	245	311
富士宮市消防本部	単独	富士宮市	128,105	389	169
御殿場市・小山町 広域行政組合消防本部	一部事務組合	御殿場市、小山町	105,182	331	166
静岡市消防局	静岡市に2市 2町が事務委託	静岡市、島田市 牧之原市、川根本町 吉田町	867,735	2,357	1,076
志太広域事務組合 志太消防本部	一部事務組合	焼津市、藤枝市	278,187	264	268
掛川市消防本部	単独	掛川市	114,954	266	119
御前崎市消防本部	単独	御前崎市	※31,103	66	75
菊川市消防本部	単独	菊川市	※47,789	94	65
磐田市消防本部	単独	磐田市	166,672	163	209
袋井市森町広域行政 組合袋井消防本部	一部事務組合	袋井市、森町	105,321	242	134
浜松市消防局	単独	浜松市	790,718	1,558	925
湖西市消防本部	単独	湖西市	※57,885	87	95
16 消防本部	—	35 市町	3,633,202	7,778	4,714

(備考) 管内人口、面積は令和2年国勢調査結果、消防職員数は令和5年度消防庁現況調査結果から抜粋、※印は小規模消防本部

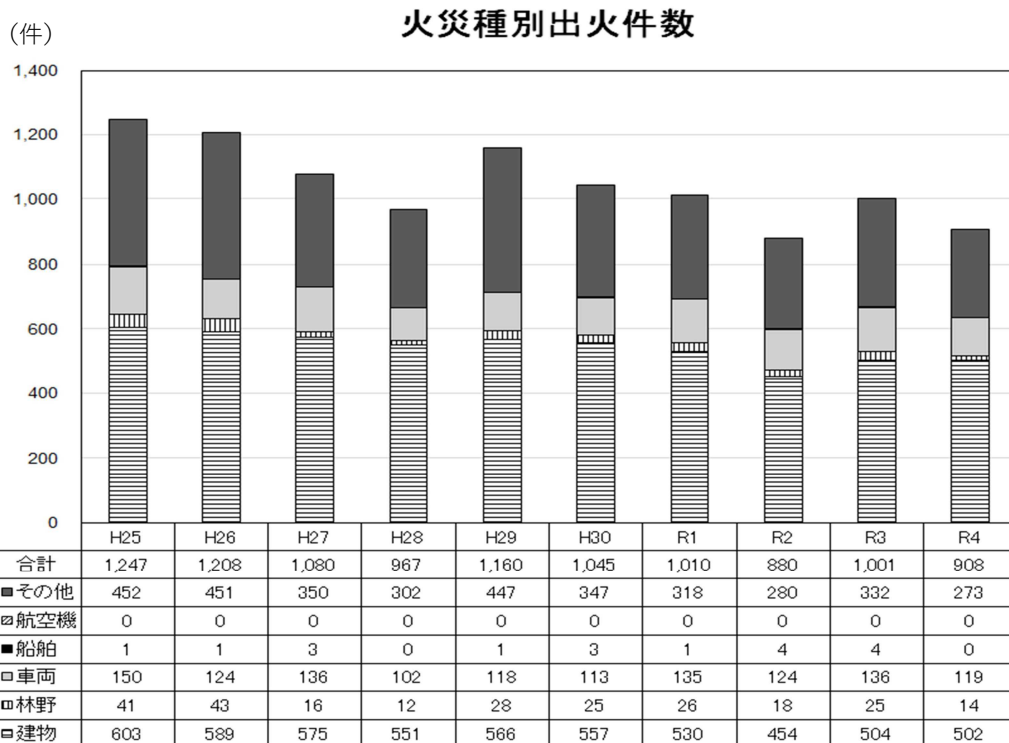
人口規模別では、16消防本部のうち、管轄人口30万人以上の消防本部は静岡市消防局、浜松市消防局、駿東伊豆消防本部の3消防本部であり、管轄人口10万人未満の小規模消防本部は5本部あります。
管轄人口が最も少ないのは、御前崎市消防本部で3万1千人余、管轄面積が最も狭いのは熱海市消防本部で62km²です。

(2) 消防需要の動向

① 火災の状況

ア 火災種別出火件数

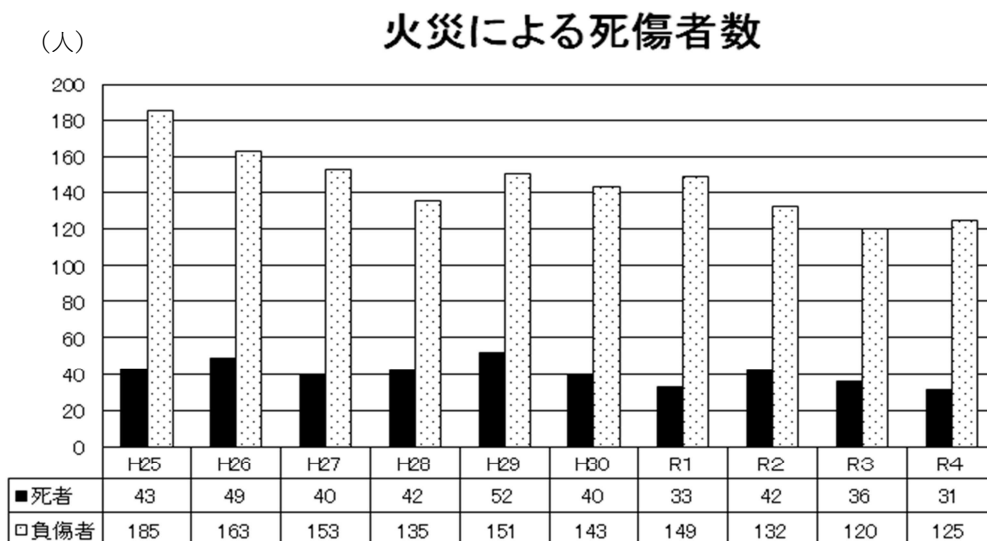
令和4年の火災件数は908件であり、平成25年1,247件と比較すると339件減少しています。



イ 火災による死傷者数

令和4年の火災による死者数は31人であり、平成25年の43人と比較して12人減少しています。

また、令和4年の火災による負傷者数は125人であり、平成25年の185人と比較すると60人減少しています。

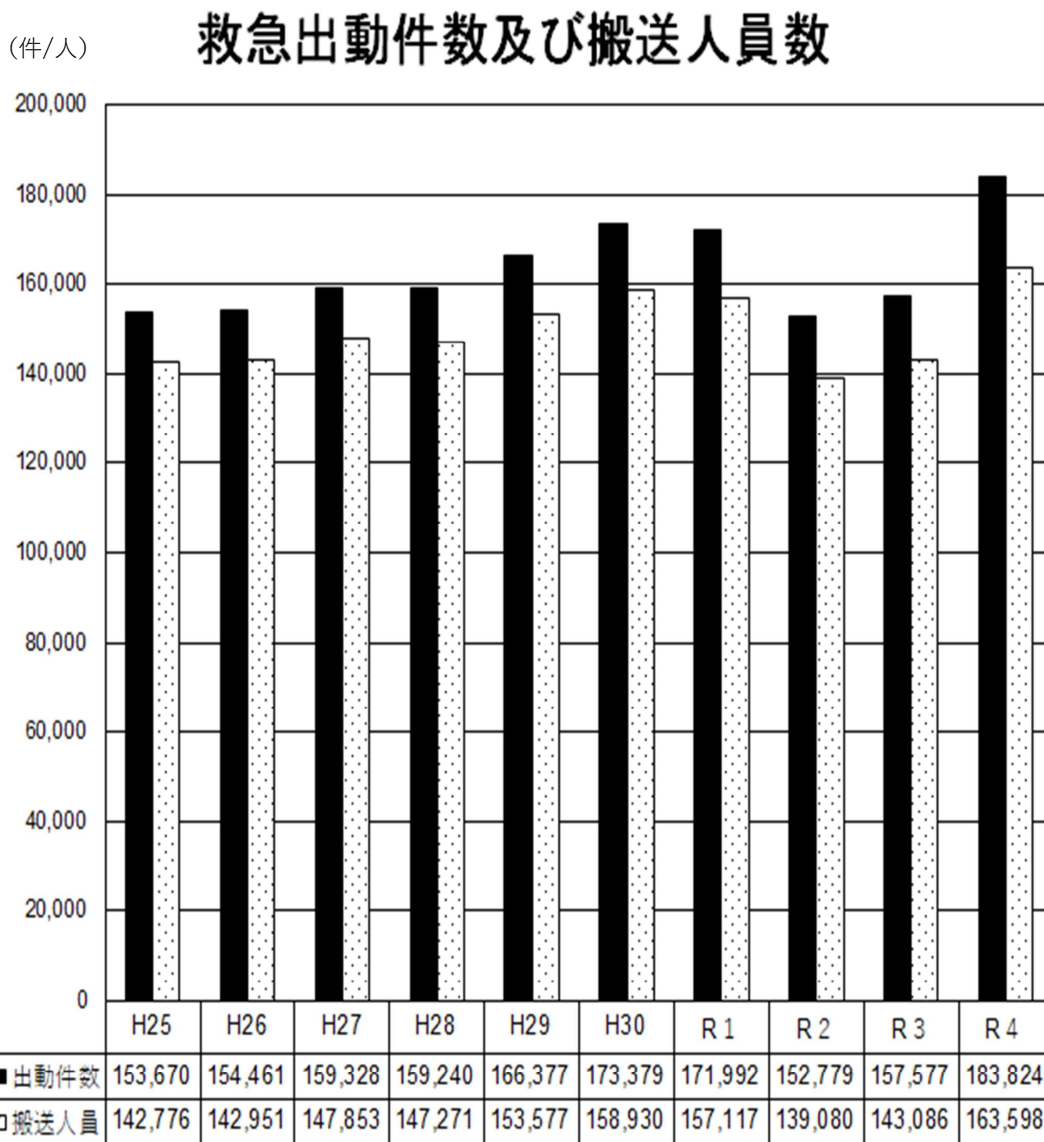


② 救急の状況

ア 救急出動件数及び搬送人員数

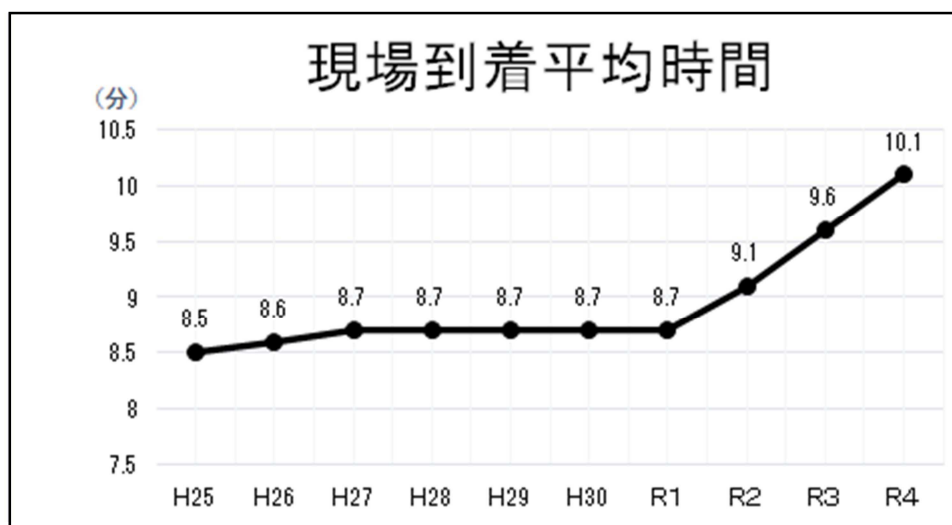
令和4年の救急出動件数は183,824件で、平成25年の153,670件と比較して30,154件(19.6%)増加しています。

また、令和4年の搬送人員数は163,598人で、平成25年の142,776人と比較して20,822人(14.6%)増加しています。



イ 救急自動車の現場到着平均時間

令和4年の救急自動車の現場到着平均時間は10.1分で、平成25年の8.5分と比較して1.6分延長しました。

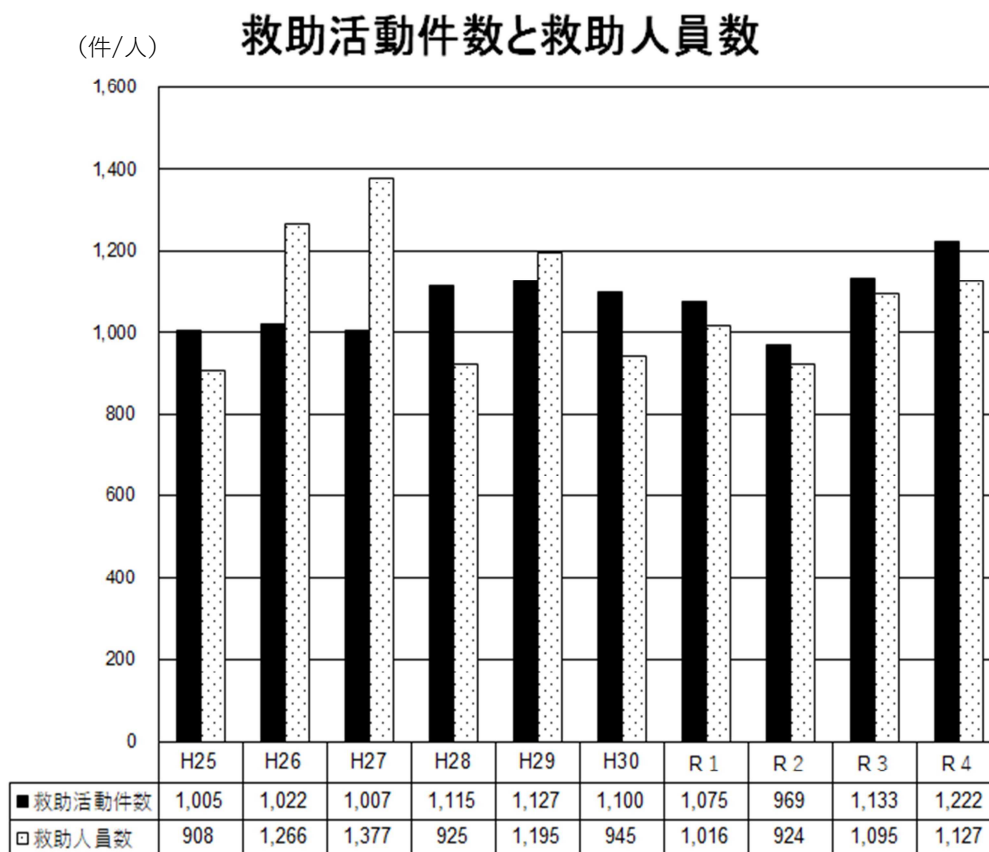


③ 救助の状況

ア 救助活動件数及び救助人員数

令和4年の救助活動件数は1,222件であり、平成25年の1,005件と比較して217件(21.6%)増加しました。

また、令和4年の救助人員数は1,127人であり、平成25年の908人と比較して219人(24.1%)増加しました。



イ 事故種別救助活動件数

令和4年の救助活動件数を事故種別で見ると、最も多いのは交通事故の309件で、全体の25.3%を占めています。

また、令和4年の建物火災による救助活動件数は136件であり、平成25年の137件からおおむね横ばいで推移していますが、救助人員は42人から21人（50%）に減少しています。

事故種別救助活動件数及び人員数

(単位:件、人)

事故種別等		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
救助活動件数	火災	建物	137	127	141	152	143	142	126	134	119	136
		建物以外	61	71	66	70	83	67	77	65	96	63
	交通事故	363	366	315	341	341	335	274	261	288	309	
	水難事故	62	73	86	90	91	89	90	96	95	120	
	風水害等自然災害	9	15	3	0	5	1	25	4	32	14	
	機械による事故	23	25	33	27	32	18	25	21	28	25	
	建物等による事故	76	69	86	129	153	164	172	146	200	241	
	ガス及び酸欠事故	5	4	3	7	2	5	2	7	3	4	
	爆発事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の事故	269	272	274	299	277	279	284	235	272	310	
県計	1,005	1,022	1,007	1,115	1,127	1,100	1,075	969	1,133	1,222		
対前年比	90.8%	101.7%	98.5%	110.7%	101.1%	97.6%	97.7%	90.1%	116.9%	107.9%		
救助人員数	火災	建物	42	117	247	25	32	30	90	58	26	21
		建物以外	0	15	70	2	6	1	1	5	3	1
	交通事故	416	568	526	394	537	374	324	316	319	365	
	水難事故	58	65	79	70	109	89	69	110	84	113	
	風水害等自然災害	27	48	2	0	7	3	59	8	166	28	
	機械による事故	22	40	41	26	31	18	38	21	31	25	
	建物等による事故	70	78	92	119	146	148	156	149	196	238	
	ガス及び酸欠事故	4	8	2	6	4	4	2	13	3	4	
	爆発事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の事故	269	327	318	283	323	278	277	244	267	332	
県計	908	1,266	1,377	925	1,195	945	1,016	924	1,095	1,127		
対前年比	47.3%	139.4%	108.8%	67.2%	129.2%	79.1%	107.5%	90.9%	118.5%	102.9%		

2 消防の将来の見通し

(1) 10年後の将来推計人口

2035年時点の県内消防本部別の管内人口の推計は以下のとおりであり、全ての地域で人口が減少していくことが予想されます。

<10年後の将来推計人口>

(単位：人、%)

消防本部名	市町名	2035年推計 管内人口 (A)	令和2年 管内人口 (B)	割合 (A/B)
下田消防本部	下田市、河津町 南伊豆町、松崎町 西伊豆町	35,343	48,058	73.5
駿東伊豆消防本部	沼津市、伊東市 伊豆市、伊豆の国市 東伊豆町、函南町、清水町	346,584	409,863	84.6
富士山南東消防本部	三島市、裾野市 長泉町	181,532	202,030	89.6
熱海市消防本部	熱海市	27,026	34,208	79.0
富士市消防本部	富士市	221,231	245,392	90.2
富士宮市消防本部	富士宮市	112,701	128,105	88.0
御殿場市・小山町 広域行政組合消防本部	御殿場市、小山町	92,783	105,182	88.2
静岡市消防局	静岡市、島田市 牧之原市、川根本町 吉田町	775,993	867,735	89.4
志太広域事務組合 志太消防本部	焼津市、藤枝市	248,982	278,187	89.5
掛川市消防本部	掛川市	106,177	114,954	92.4
御前崎市消防本部	御前崎市	25,209	31,103	81.0
菊川市消防本部	菊川市	45,270	47,789	94.7
磐田市消防本部	磐田市	159,202	166,672	95.5
袋井市森町広域行政 組合袋井消防本部	袋井市、森町	100,030	105,321	95.0
浜松市消防局	浜松市	730,724	790,718	92.4
湖西市消防本部	湖西市	51,104	57,885	88.3
16消防本部	35市町	3,253,591	3,633,202	89.6

(出典：国立社会保障・人口問題研究所)

(2) 地区別の見通し

平成20年3月施行（平成22年6月改定）の県推進計画で整理した地域ごとの現状と将来の見通しは、次のとおりです。

① 駿東伊豆地域

本地域は、駿東伊豆消防本部、富士山南東消防本部、下田消防本部及び熱海市消防本部の4消防本部で構成されており、平成25年4月に下田市、南伊豆町、河津町、西伊豆町、松崎町の1市4町を管轄とする下田消防本部、平成28年4月に沼津市、伊東市、伊豆の国市、伊豆市、東伊豆町、函南町、清水町の4市3町を管轄とする駿東伊豆消防本部及び三島市、裾野市、長泉町の2市1町を管轄とする富士山南東消防本部が先行して広域化されました。本地域の面積は1,716 km²、人口は694,159人であり、山地が海岸まで迫り急峻な地形の地域が多く、交通基盤が十分でないことなどにより、他地域との交流にも制約があること等から、安全で快適な生活を営むことのできる環境の整備が求められています。

特に伊豆半島は、令和6年能登半島地震で顕在化した発災後の孤立問題について、社会的条件が類似していることから同様の事象が危惧されています。

くわえて、伊豆半島南部地域の医療については、高度専門医療施設の不在や特定診療科目の不足への対策が課題となっていることから、消防の財政基盤を強化し、安心・安全な地域づくりを進めるためにも、今後も引き続き、広域化を検討していく必要があります。

② 岳南地域

本地域は、富士市消防本部及び富士宮市消防本部の2消防本部で構成されており、平成27年9月に消防指令センターの共同運用を開始しました。

本地域の面積は634 km²、人口は373,497人であり、日本一の富士山を仰ぎ、長い海岸線を有する駿河湾を前面に擁しており、富士市及び富士宮市で1つの都市圏を形成しています。

消防指令センターの共同運用の開始により、両市の災害対応力の強化が図られ、広域化に近い体制が確立されていますが、必要に応じて更なる広域化を目指した検討を継続していくことが求められます。

③ 御殿場・小山地域

本地域は、御殿場市、小山町の1市1町を管轄する御殿場市・小山町広域行政組合消防本部のみで構成されており、面積は331 km²、人口は105,182人です。広域化の対象地域ではありませんが、東名・新東名高速道路上の火災等に対応するためにも、県外の隣接する消防本部との消防の連携・協力について検討していく必要があります。

④ 静岡地域

本地域は、静岡市消防局のみで構成されており、平成 28 年 4 月に静岡市が島田市、牧之原市、川根本町、吉田町の消防事務を受託する形で広域化されました。本地域の面積は 2,357 km²、人口は 867,735 人であり、静岡市は、行政や学術、文化、商業において、本県の中心地となっており、中心市街地には、官庁街、オフィス街、商店街、飲食街などが形成されているほか、大学、専門学校等の高等教育機関や県立美術館、グランシップ、舞台芸術公園、草薙総合運動場などの文化・スポーツコンベンション施設が集積しています。島田市、牧之原市、川根本町、吉田町は、お茶を中心とした県内有数の農業地域です。

本県の中央部における地域の将来発展や道路などの地域整備、産業振興、健康福祉など住民に身近な行政を効率的に展開する上からも、消防力の一層の強化が期待されています。現行計画の広域化は既に完了していますが、必要に応じて更なる広域化を目指した検討を継続していくことが求められます。

⑤ 志太地域

本地域は、焼津市及び藤枝市の 2 市を管轄する志太広域事務組合志太消防本部のみで構成されており、平成 25 年 3 月に広域化されました。

本地域の管轄面積は 264 km²、管轄人口は 278,187 人であり、全国有数の水揚げを誇る遠洋漁業で栄える地域や、お茶を中心とした県内有数の農業地域であるほか、近年、企業の進出が進み、ものづくり産業の集積地域となっています。

現行計画の広域化は既に完了していますが、必要に応じて更なる広域化を目指した検討を継続していくことが求められます。

⑥ 東遠地域

本地域は、掛川市消防本部、御前崎市消防本部及び菊川市消防本部の3消防本部で構成されており、管轄面積は425 km²、管轄人口は193,846人です。

平成24年4月に中遠地区と併せて消防指令センターが統合され、災害対応力の強化が図られたところですが、中山間地域では過疎化と高齢化が進行していることから、消防力の一層の強化を図るため、今後も引き続き、広域化を検討していく必要があります。

⑦ 中遠地域

本地域は、磐田市消防本部及び袋井市森町広域行政組合袋井消防本部の2消防本部で構成されており、管轄面積は406 km²、管轄人口は271,993人です。

平成24年4月に東遠地区と併せて消防指令センターが統合され、災害対応力の強化が図られたところですが、中山間地域では過疎化と高齢化が進行していることから、消防力の一層の強化を図るため、今後も引き続き、広域化を検討していく必要があります。

⑧ 西遠地域

本地域は、浜松市消防局及び湖西市消防本部の2消防本部で構成されており、管轄面積は1,645 km²、管轄人口は848,603人であり、北部は急峻な南アルプス西南部の山間地帯、その中央部には天竜川とその支流が遠州灘へと流れ、そこに形成された平野に地域の中心的都市部が形成され、その西には浜名湖が広がっています。

本地域は、浜松市の中心市街地に行政や学術、文化、商業などの都市機能が集積しており、その郊外には地区ごとに市街地が形成されていますが、北部では過疎化と高齢化が進行しています。湖西市を中心とした浜名湖西岸地域では、鉄道駅を中心とした市街地が隣接する愛知県豊橋市まで続いています。今後も引き続き、広域化を検討していく必要があります。

Ⅲ 広域化対象市町の組合せ

1 国基本指針における広域化対象となる市町の組合せの考え方

広域化対象となる市町の組合せについて、国基本指針では主に以下を考慮した上で定めることとされています。

(1) 広域化の規模

一般論として、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害対応への対応能力が強化されることとなり、組織管理や財政運営等の観点からも望ましいとされています。具体的には、消防力、組織体制、財政規模等に鑑みると管轄人口の観点から30万人以上の規模を一つの目標とすることが適当であるとしています。一方で、規模の目標のみにとらわれず、小規模消防本部の広域化を着実に推進するという観点から、地域の実情を十分に考慮する必要があります。

(2) 連携・協力等の状況

消防の連携・協力を実現している地域や消防庁から示されている消防指令システムに関する標準仕様書に基づいて当該システムを既に整備し、又はその整備を検討している消防本部が複数ある地域については、こうした状況も考慮して広域化対象市町の組合せを検討する必要があります。

2 県推進計画における広域化対象となる市町の組合せ

(1) 基本的な考え方

本県では、平成19年度に県推進計画を策定し、消防の広域化を推進して以来、以下の考え方に基づき、広域化対象となる市町の組合せを決定しています。

① 管轄人口10万人未満の小規模消防本部の解消

本県には、管轄人口約90万人の政令市消防本部から約3万人余の小規模消防本部まであり、人口規模や消防力が大きく異なるため、提供できるサービスの範囲や質に格差が生じています。まずは、従来から目標としていて実現できなかった、管轄人口10万人未満の消防本部の解消に努めることが必要であると考えます。

② 管轄人口「30万人」に固執しない広域化の枠組み

上述のとおり、国基本指針では広域化の規模について、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等に鑑みると、おおむね30万人以上の規模を一つの目標とすることが適当であるとしています。県としては、消防の広域化によるメリットを最大限に生かすためにも、管轄人口「30万人」に固執せず、枠組みをできるだけ大きく捉えることが必要であると考えます。

なお、将来的には最もスケールメリットが働き、理想とされる1県1消防本部を目指して、検討を継続していく必要があります。

(2) 広域化対象市町の組合せ

① 方針

本県では、平成20年3月に東部・中部・西部の3圏域案を内容とする県推進計画を策定したところですが、平成20年度から22年度当初にかけて、圏域ごとに対象市町による広域化の協議を実施した結果、平成22年6月に東部3消防本部2指令、中部2消防本部2指令、西部3消防本部2指令とする8消防本部6指令の枠組みとする計画変更が行われました。その後は、平成26年4月に広域化対象の組合せのうち既に広域化した地域を除く全6地域を重点地域に指定し、当該計画に基づいて広域化に取り組んでいるところであり、「Ⅱ2消防の将来の見通し」で示したとおり、一定の進捗が図られました。

今回の改正では、①現行の枠組みの実現が未達成であること、②現行の枠組みを変更する事情の変化が見られないこと、③各消防本部とのヒアリング結果を踏まえ、現行の県内8地域による消防の広域化の組合せを延長します。

② 中心消防本部

消防の広域化を実現した地域の多くでは、地域の核となる中心的な消防本部の積極的な取組等により、消防本部間の調整が円滑に行われていたことから、国基本指針の改正により、地域の核となり広域化を主導する消防本部（以下、「中心消防本部」という。）について、県推進計画に設定することができるようになりました。

本県においても、広域化対象となる市町の組合せの中で最も管轄人口の多い消防本部が中心消防本部となることの下承を得られたことから、広域化の完了していない地域において、中心消防本部を設定します。

中心消防本部は、広域化に関する論点整理や消防本部間や関係市町間での合意形成において主導的な役割を果たすことが期待されています。

<広域化対象市町の組合せ>

市町名	現状 (R6年4月1日現在)
下田市、河津町 南伊豆町、松崎町 西伊豆町	下田消防本部
沼津市、伊東市 伊豆市、伊豆の国市 東伊豆町、函南町、清水町	駿東伊豆消防本部
三島市、裾野市 長泉町	富士山南東消防本部
熱海市	熱海市消防本部
富士市	富士市消防本部
富士宮市	富士宮市消防本部
御殿場市、小山町	御殿場市・小山町 広域行政組合消防本部
静岡市、島田市 牧之原市、川根本町、 吉田町	静岡市消防局
焼津市、藤枝市	志太広域事務組合 志太消防本部
掛川市	掛川市消防本部
御前崎市	御前崎市消防本部
菊川市	菊川市消防本部
磐田市	磐田市消防本部
袋井市、森町	袋井市森町広域行政 組合袋井消防本部
浜松市	浜松市消防局
湖西市	湖西市消防本部
35市町	16消防本部

県推進計画 ※()は管轄人口				中心消防本部
下田 西伊豆 地区	駿 東 伊 豆 地 区	駿東伊豆 地域 (694,159人)		駿東伊豆 消防本部
駿東 伊豆 地区				
三島、裾野 長泉地区				
熱海市				
岳南地域 (373,497人)				富士市 消防本部
御殿場・小山地域 (105,182人)				— ※広域化済
静岡地域 (867,735人)				— ※広域化済
志太地域 (278,187人)				— ※広域化済
東遠地域 (193,846人)				掛川市 消防本部
中遠地域 (271,993人)				磐田市 消防本部
西遠地域 (848,603人)				浜松市 消防局
8消防本部				

IV 消防の広域化を推進するために必要な措置

1 広域化を推進するための県の体制整備等

県推進計画に基づく消防の広域化を推進するため、本県においては次の取組を行います。

(1) 「静岡県消防広域化推進本部」の設置

庁内に知事を本部長とする「静岡県消防広域化推進本部」を設置し、広域化対象市町の消防の広域化を推進しています。

(2) 相談体制の整備

消防広域化に当たって生じる課題について、広域化対象市町の行政及び消防関係者からの個別の相談に応じます。

また、広域化対象市町の全部又は一部から求めがあったときは、消防組織法第33条第4項に基づき、市町相互間における必要な調整を行います。

(3) 広報及び普及啓発

本県の広報ツールの活用や消防の広域化に関するホームページ開設により、消防広域化の必要性やメリットについて、広く県民及び関係者への情報提供や普及啓発活動を行います。

また、必要に応じてタウンミーティング等への職員派遣を実施します。

(4) 市町への援助等

国の支援策の充実、財源の確保については、引き続き国に要望してまいります。

2 広域化を推進する期間

国基本指針における推進期間の終期が令和11年4月1日までに延長されたことに伴い、県推進計画の推進期間の終期も令和11年4月1日までとします。

なお、本計画策定後、実際に広域化の協議が各地域において行われる中で、諸般の情勢の変化により、当初、県推進計画で定めた組合せ以外の組合せによる広域化の熟度が高まってくることもあり得ます。その場合、あらかじめ関係市町の意見を聞いた上で、適時適切に本計画を変更します。

V 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本事項

1 広域化後の消防の体制整備

消防の広域化が行われても、これに対する出動体制等が十分整備されない結果、部隊運用等が依然として広域化前のレベルに留まり、広域化の効果が十分に発揮できないといった状況が生じないようにする必要があります。

そこで、消防の広域化後においては、消防署所の配置を見直して、その充実に努めるとともに、組織や職員、指令業務等を一元的に管理する体制が構築されることが重要です。

また、消防本部と消防署間の連絡・調整や管理・指導の円滑かつ適正な執行を確保するため、消防本部の内部組織として、「消防方面本部」を設置し運用することも有効であると考えます。

さらに、広域化に伴い、一つの消防本部が管轄する面積が広大となった場合、住民サービスを低下させないため、許認可事務など一定の窓口業務を消防署長が所掌する事務とすることも重要です。

2 構成市町村等間の関係

消防の広域化は、一部事務組合又は広域連合若しくは事務委託により行われることから、広域化が進展すると、消防本部と市町村との関係が希薄になる可能性があります。

そこで、広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有に、特に注意する必要があります。

3 広域化後の消防の体制整備のために考えられる方策

一部事務組合、広域連合及び事務委託については、それぞれ次のような広域化への課題があることから、構成市町村等間において十分に協議の上、可能な限り、広域化消防運営計画、一部事務組合等の規約及び規程等において定めることが必要です。

	組合方式		委託方式
	一部事務組合	広域連合	事務委託
法的根拠	地方自治法 第 284 条第 2 項	地方自治法 第 284 条第 3 項	地方自治法 第 252 条の 14
特色	<ul style="list-style-type: none"> ①構成市町村が基本的に同じ立場で組合運営に参画できる。 ②組合そのものを運営するための部署が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ①一部事務組合の特色に加え、国、県から権限委譲を受けることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ①事務権限の所在が明確となる。
広域化への課題	<ul style="list-style-type: none"> ①構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係るルール作り ②市町村消防職員等から、組合消防職員への身分切替え ③整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画の策定 ④部隊運用、指令管制等に関する取決め ⑤構成市町村の長（防災・国民保護担当部局）及び消防団長（消防団）との相互連絡、情報共有 ⑥構成市町村間の迅速な意見調整のための仕組み 	同左	<ul style="list-style-type: none"> ①委託料に係るルール作り ②受託市町村における消防職員の確保 ③委託市町村の長（防災・国民保護担当部局）及び消防団長（消防団）との相互連絡、情報共有

VI 市町の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、消防組織法に基づき推進する消防の広域化の対象とされておらず、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、従来どおり、「消防力の整備指針」に基づき、一市町に一団を置くこととなります。

一方で、消防の広域化が進展すると、複数市町につき一消防本部となるため、消防本部と構成市町等の消防団との関係が希薄になる恐れがあります。

このため、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町等の消防団との緊密な連携の確保を図る必要があります。

具体的には、次のような方策が考えられます。

- ① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ② 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ③ 構成市町の消防団と当該構成市町の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

2 市町の防災・国民保護担当部局との連携の確保

市町の防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であるため、消防事務とは密接な関係を持っています。

一方で、消防の広域化が進展すると、複数市町につき一消防本部となるため、消防本部と構成市町等の防災・国民保護担当部局との関係が希薄になる恐れがあります。

このため、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町等の防災・国民保護担当部局との堅密な連携の確保を図る必要があります。

具体的には、次のような方策が考えられます。

- ① 夜間・休日等における市町の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ② 各構成市町の長及び危機管理防災担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③ 各構成市町等と当該構成市町等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる24時間体制の確保

Ⅶ 消防の連携・協力に関する事項

1 消防の連携・協力の基本的な考え方

(1) 消防の連携・協力の必要性

近年の人口減少の進行、複雑化・多様化する災害等に適切に対応するためには、消防の広域化が最も有効な手段ですが、消防の広域化は、組織の統合に向けた調整が困難である等、実現には、なお時間を要する地域もあります。そのような地域においては、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力すること（以下「消防の連携・協力」という。）により、消防力の強化に効果を生み出していくことが可能です。

(2) 消防の連携・協力の効果等

① 消防の連携・協力の効果

消防の連携・協力による効果は、連携・協力を行う消防事務の種類やその方式によって様々となりますが、一般的に、

- ・災害対応能力の向上
- ・施設整備や維持管理に係る経費の効率的な配分
- ・人員の効率的な配置、現場要員の増強
- ・消防本部間の人材交流による職員の能力・職務意欲の向上

といった効果が考えられます。

さらに、消防の連携・協力を進めていくことで、

- ・職員間のつながり、意識の共有
- ・広域的に消防事務を行うことの効果の実感
- ・共同で消防事務の処理を行うという実績の蓄積

等の消防の広域化を実現していくための下地が作られることとなります。

② 連携・協力を進める上で留意すべき事項

消防の連携・協力を進めるために、次の事項に留意する必要があります。

- ・消防力を充実強化していくことは喫緊の課題であることから、実施することが可能と考えられる分野の消防の連携・協力については早期に順次実施していくこと。
- ・県域を越えて、地理的なメリットのある消防本部間での連携・協力についても検討すること。
- ・複雑化、多様化する災害に対応できる高度かつ専門的な消防体制を確保するためには、地域の中核となる比較的大規模な消防本部が中心となり、近隣の消防本部との広域的な連携を図ること。
- ・住民の防災意識が低下し、地域防災力の低下につながるような、地域の住民や企業などの自発的な防災活動への参加を継続して推進するなど、地域防災力を向上させるために、常備消防がさらに積極的に取り組んでいくこと。

③ 消防の連携・協力の推進方策

消防の連携・協力を推進するため、消防の連携・協力の実施主体となる市町及び県はそれぞれ以下の役割を果たす必要があります。

ア 市町の役割

市町は、消防の連携・協力を行おうとするときは、協議により消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画（以下「連携・協力実施計画」という。）を作成します。なお、当該連携・協力実施計画には、おおむね以下の事項について定めることが必要です。

- ・ 連携・協力の円滑な実施を確保するための基本方針
- ・ 連携・協力を行う消防事務の内容及び方法
- ・ 連携・協力を行う消防事務とそれ以外の消防事務の連携の確保に関する事項

市町は、「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」に定める「連携・協力実施計画に定める事項について」を参考にし、管内の消防需要等の情勢分析を適切に行った上で、連携・協力実施計画を作成するものとしします。

イ 県の役割

県は、地域の実情を考慮し、市町の自主的かつ多様な消防の連携・協力を尊重する必要があります。

また、県は消防の連携・協力が消防の広域化につながるものであるということを十分に認識した上で、市町の消防の連携・協力の取組について、広域的な地方公共団体として必要な調整等を行うものとしします。

④ 消防の連携・協力の類型及び具体例

消防の連携・協力を実施するに当たっては、地域の災害特性や消防需要の見通し、地形的な状況等について把握分析しながら、関係する市町において積極的な検討を実施していくことが必要です。

地域における検討の参考となるよう、下のア～キのとおり消防の連携・協力の類型及び具体例を示します。なお、消防の連携・協力は、以下の7つの事例以外のものも考えられ、消防体制の整備・確立に向けて地域の自主的かつ積極的な検討が必要となります。

ア 高機能消防指令センターの共同運用

高機能消防指令センターの共同運用（以下、「指令システムの共同運用」という。）は、既に本県においても多くの消防本部で実施されていますが、消防の広域化を進めるためには、消防の連携・協力の一類型として、究極的には1県1指令を目指して、今後も可能な限りの広域的な運用について積極的に検討を進めていく必要があります。指令システムの共同運用を行うことで、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援体制が確立されることや、消防本部間で災害情報の様式を統一することによって、災害情報の統計資料としての活用も容易になること等の効果があります。

なお、指令システムの共同運用の実施に際しては、現場に最先着できる隊に自動で出動指令を行ういわゆる「直近指令」、出動可能な隊がなくなった場合に消防指令センターを共同運用している他消防本部の隊に自動で出動指令を行ういわゆる「ゼロ隊運用」などの高度な運用を併せて行うことで、地域の消防体制の向上に一層資するものと考えられます。

既に指令システムの共同運用を実施している消防本部も含め、上記のような高度な運用によるより効果的・効率的な部隊運用について検討することが必要です。

このような取組は、市町の消防指令システムの更新時期を把握し、関係機関が緊密に連携しつつ、検討を進めることが有効です。

イ 消防用車両、資機材等の共同整備

はしご自動車や特殊災害車両等、出動頻度の高くない車両や、NBC関連資機材等の使用頻度が限られる高度な資機材などについては、一定の圏域内で共同して整備し、当該圏域内の事案に対して活用する体制とすることによって、車両、資機材の購入費・維持管理費を効率化することが可能です。

また、複数の消防本部で共同整備することで、より高度な車両、資機材の配置が可能になり、複雑化・多様化する災害への対応能力の向上も期待できます。

ウ 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力

予防業務については、高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の業務について、各地域における予防業務の実情等に応じて、広域的な圏域での消防の連携・協力を図っていく必要があります。

また、一定の圏域内で消防の連携・協力を実施することによって、違反処理基準等の各種審査基準の整合化、ノウハウの共有、職員の知識・技能の向上を図ることが可能となります。

エ 特殊な救助等専門部隊の共同設置

複数の消防本部が高度な技術や知識を必要とする水難救助隊、山岳救助隊、NBC災害対応隊、ドローン隊などを共同設置し、それに伴う必要な資機材も共同整備することにより、特殊な災害への対応能力の向上や専門的な人材の育成、資機材の購入費・維持管理費の効率化等を図ることが期待できます。

オ 専門的な人材育成の推進

救急や予防など、特に高度・専門的な知識・技能が求められる業務については、中核的な消防本部が近隣の消防本部の職員を研修生として受け入れることにより専門的な人材を育成し、圏域内の消防力の向上を図ることが期待できます。

カ 訓練の定期的な共同実施

複数の消防本部が協議会の設置等により、定期的に共同訓練を実施することにより、大規模災害発生時に、早期に必要な部隊を集結させ、活動能力の大幅な増強を図るとともに、災害対応をより実効性あるものとするのが期待できます。

キ 現場活動要領の統一

複数の消防本部が現場活動要領を統一し、戦術や安全管理体制に関する認識を共有することにより、知識や技術の向上や相互応援における活動の効率化、緊急消防援助隊として出動した場合の活動の円滑化等を図ることが期待できます。

2 静岡県における消防の連携・協力

(1) 取組状況

令和6年4月1日時点で、岳南地域（富士市及び富士宮市）及び東遠・中遠地域（掛川市、御前崎市、菊川市、磐田市、袋井市、森町）の2地域において、指令システムの共同運用を実施しています。

また、連携・協力実施計画の作成にまでは至らないものの、消防の連携及び協力に関する協定を締結し、今後の連携・協力を検討している地域や近隣との相互応援体制を構築している地域もあります。

(2) 連携・協力を推進する期間

消防の広域化の推進期間と同様に、令和11年4月1日までとします。

(3) 連携・協力の対象となる市町の組合せ

① 指令システムの共同運用

以下のとおり、県内6地域での共同消防指令センターを目標とします。

この6地域の組合せは、県推進計画において平成22年から継続して掲げている「8消防本部6指令の実現」における6指令の地域を示しています。

<指令システムの共同運用の組合せ>

消防本部名	市町名	現状	県推進計画	
			①	地域名
下田消防本部	下田市、河津町 南伊豆町、松崎町 西伊豆町	①	①	駿東伊豆 岳南
駿東伊豆消防本部	沼津市、伊東市 伊豆市、伊豆の国市 東伊豆町、函南町、清水町	②		
富士山南東消防本部	三島市、裾野市 長泉町	③		
熱海市消防本部	熱海市	④		
富士市消防本部	富士市	⑤		
富士宮市	富士宮市			
御殿場市・小山町 広域行政組合消防本部	御殿場市、小山町	⑥	②	御殿場 ・小山
静岡市消防局	静岡市、島田市 牧之原市、川根本町 吉田町	⑦	③	静岡
志太広域事務組合 志太消防本部	焼津市、藤枝市	⑧	④	志太
掛川市消防本部	掛川市	⑨	⑤	東遠 中遠
御前崎市消防本部	御前崎市			
菊川市消防本部	菊川市			
磐田市消防本部	磐田市			
袋井市森町広域行政 組合袋井消防本部	袋井市、森町			
浜松市消防局	浜松市	⑩	⑥	西遠
湖西市消防本部	湖西市	⑪		
16 消防本部	35 市町	11 指令	6 指令	

② 指令システムの共同運用以外の取組み

広域化対象市町の組合せである県内8地域の中で、広域化が完了していない5地域の組合せを目標とします。

<指令システムの共同運用以外の取組みの組合せ>

消防本部名	市町名	県推進計画	
		①	地域名
下田消防本部	下田市、河津町 南伊豆町、松崎町 西伊豆町	①	駿東伊豆
駿東伊豆消防本部	沼津市、伊東市 伊豆市、伊豆の国市 東伊豆町、函南町、清水町		
富士山南東消防本部	三島市、裾野市 長泉町		
熱海市消防本部	熱海市	②	岳南
富士市消防本部	富士市		
富士宮市消防本部	富士宮市	—	※広域化済
御殿場市・小山町 広域行政組合消防本部	御殿場市、小山町	—	※広域化済
静岡市消防局	静岡市、島田市 牧之原市、川根本町 吉田町	—	※広域化済
志太広域事務組合 志太消防本部	焼津市、藤枝市	—	※広域化済
掛川市消防本部	掛川市	③	東遠
御前崎市消防本部	御前崎市		
菊川市消防本部	菊川市		
磐田市消防本部	磐田市	④	中遠
袋井市森町広域行政 組合袋井消防本部	袋井市、森町		
浜松市消防局	浜松市	⑤	西遠
湖西市消防本部	湖西市		
16 消防本部	35 市町	5 地域	